

審決

不服 2013- 6730

アメリカ合衆国 カリフォルニア州 95134 サンノゼ リオ ロブレス 50
請求人 イマージョン コーポレーション

東京都千代田区丸の内 1-6-5 丸の内北口ビル 22階 岡部国際特許事務所
代理人弁理士 岡部 譲

東京都千代田区丸の内 1-6-5 丸の内北口ビル 22階 岡部国際特許事務所
代理人弁理士 越智 隆夫

東京都千代田区丸の内 1-6-5 丸の内北口ビル 22階 岡部国際特許事務所
代理人弁理士 高橋 誠一郎

東京都千代田区丸の内 1-6-5 丸の内北口ビル 22階 岡部国際特許事務所
代理人弁理士 松井 孝夫

特願 2010-527017 「動的な触覚効果を有するマルチタッチデバイス」拒絶査定不服審判事件〔平成 21 年 4 月 2 日国際公開、WO 2009/042424、平成 22 年 12 月 24 日国内公表、特表 2010-541071〕について、次のとおり審決する。

結 論

本件審判の請求は、成り立たない。

理 由

本願は、平成 20 年 9 月 8 日の出願であって、その請求項に係る発明は、特許請求の範囲の請求項に記載された事項により特定されたとおりのものであると認める。

これに対して、平成 27 年 9 月 1 日付けで拒絶理由を通知し、期間を指定して意見書を提出する機会を与えたが、請求人からは何らの応答もない。

そして、上記の拒絶理由は妥当なものと認められるので、本願は、この拒絶理由によって拒絶すべきものである。

よって、結論のとおり審決する。

平成 28 年 2 月 22 日

審判長	特許庁審判官	小 曳 満昭
	特許庁審判官	山 澤 宏
	特許庁審判官	桜 井 茂 行

（行政事件訴訟法第 46 条に基づく教示）

この審決に対する訴えは、この審決の謄本の送達があった日から 30 日（附加期間がある場合は、その日数を附加します。）以内に、特許庁長官を被告として、提起することができます。

〔審決分類〕 P 18 . 1 2 1-W Z F (G 0 6 F)

1 1 3

5 3 7

出訴期間として 90 日を附加する。

審判長	特許庁審判官	小 曳	満昭	8324
	特許庁審判官	桜井	茂行	2945
	特許庁審判官	山澤	宏	9198